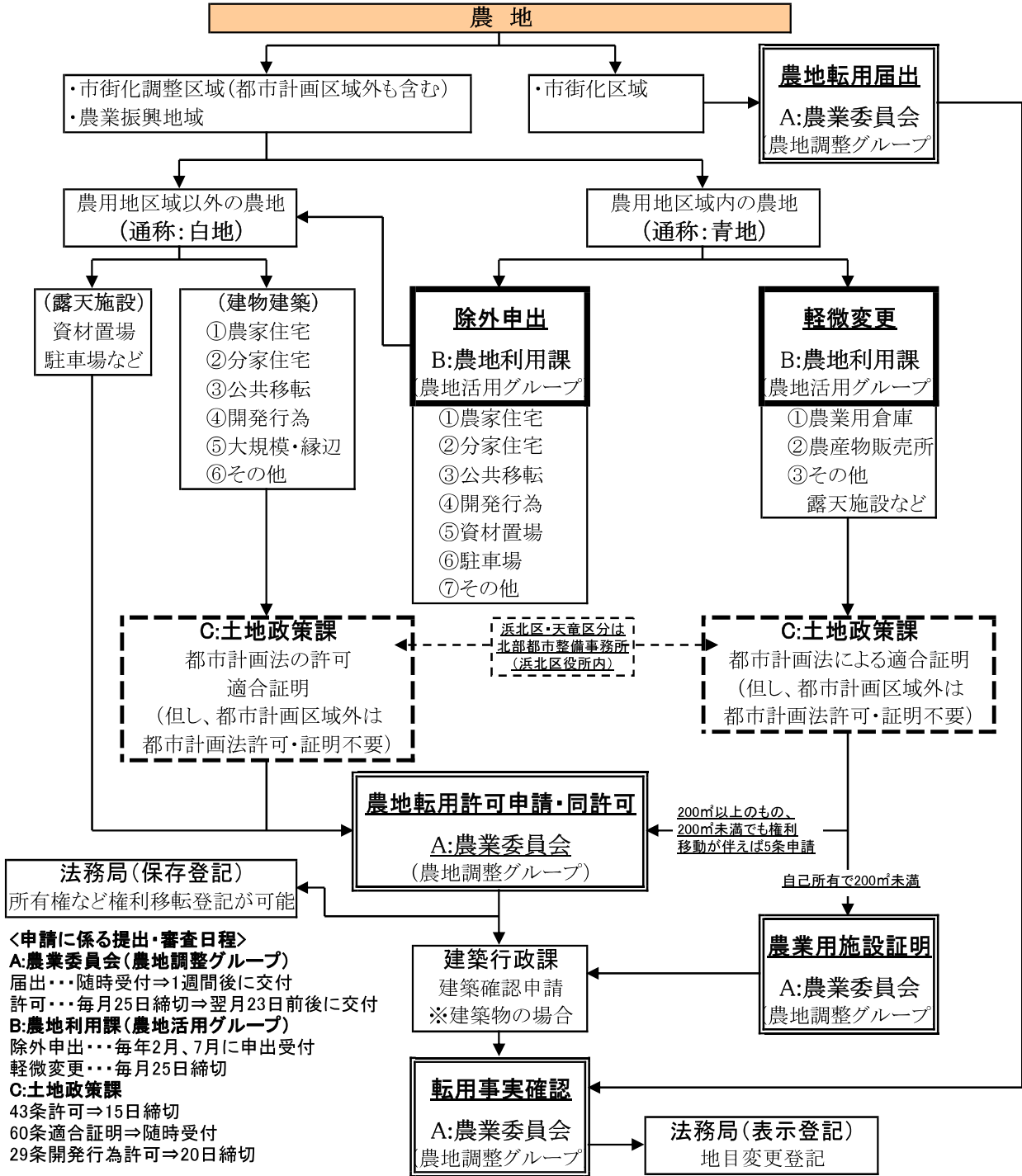


# 農地転用の手順



## A: 農業委員会事務局 <農地転用等>

農地の所在地	所管課	連絡先
中区・西区・南区・東区	農地利用課 農地調整グループ	市役所本館6階(457-2485)
北区	農地利用課 北部農地利用グループ	北区役所3階(523-3106)
浜北区・天竜区	農地利用課 浜北農地利用グループ	浜北区役所3階(585-1118)

## B: 農地利用課 <除外申出等>

農地の所在地	所管課	連絡先
中区・西区・南区・東区	農地利用課 農地活用グループ	市役所本館6階(457-2335)
北区	農地利用課 北部農地利用グループ	北区役所3階(523-3106)
浜北区	農地利用課 浜北農地利用グループ	浜北区役所3階(585-1118)
天竜区	農業振興課 天竜農業グループ	天竜区役所3階(922-0030)

## C: 土地政策課 <都市計画法の許可等>

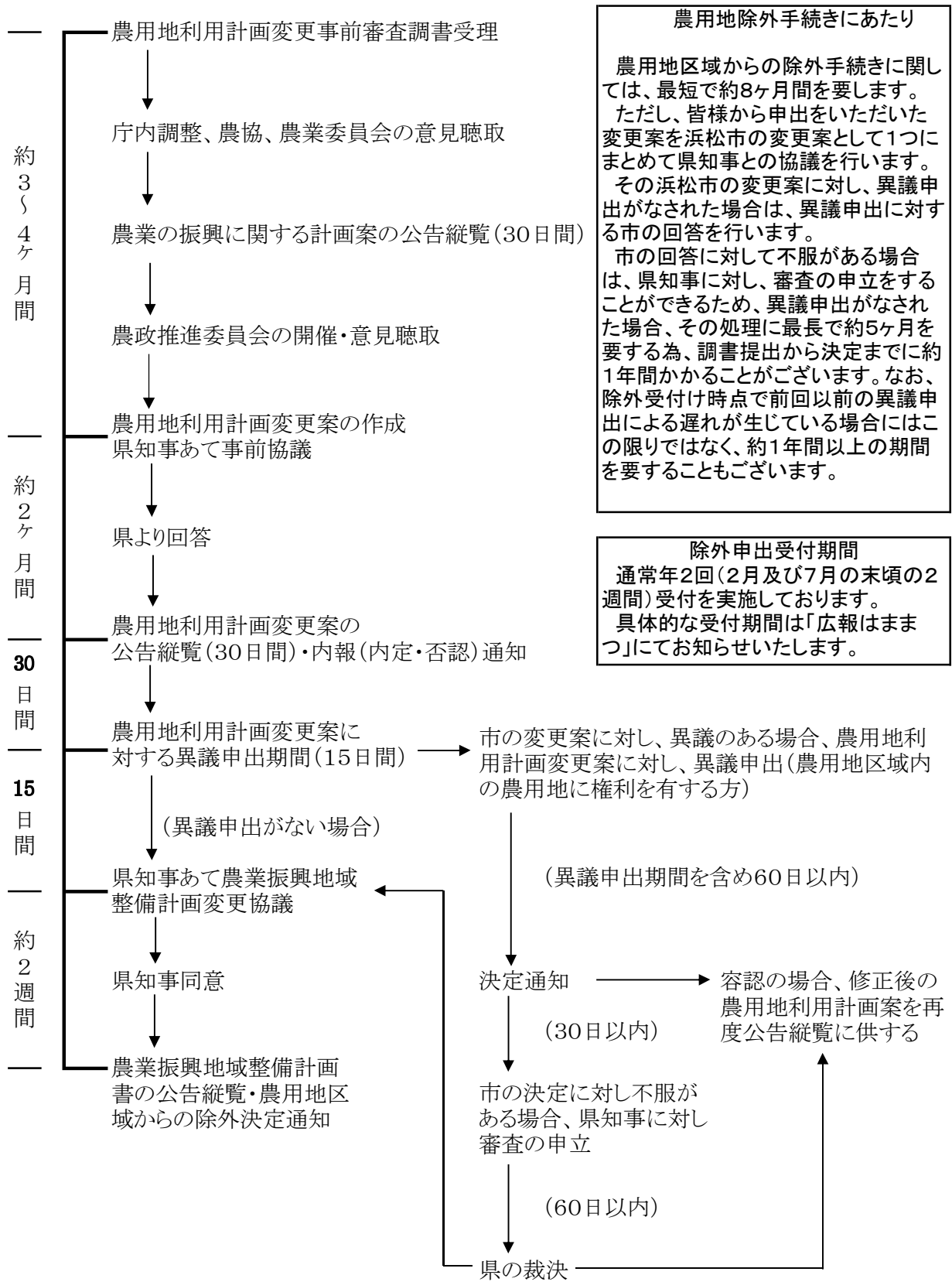
所管課	連絡先
土地政策課	市役所本館 6階(457-2373)
北部都市整備事務所	浜北区役所3階(585-1162)

## その他

法務局... 浜松合同庁舎5~7階(454-1396)

## ※農用地区域(青地)からの除外手続きについて

あなたから提出された農用地利用計画変更事前審査調書については、下記のとおり審査されます。



※除外決定後、建物を建設する事業計画の場合は、土地政策課(浜北区、天竜区は北部都市整備事務所)と農業委員会への手続きが必要となります。建物が伴わない場合は農業委員会への手続きが必要となります。  
その他、事業計画に基づく、関係機関、関係部署への諸手続きをお願いします。